

、貿當ヲナギリ

前記手當貿當ニ際し、本會議三回情報業者山田幸太郎外五
十六名ハ業者中一日給ハ、争議團ヨリ支給ミルノ約ニ基キ、
精算也ルニ、山田ハ二十六日分ヲ主張シ争議團指導者ハ、其
四日分ナリトテ而皆譲り父山田外五十余名ハ附近ノ空地ニ引
揚ケ強硬ナル交渉ノ結果廿五日分ノ支払ニテ漸ク納得シ散会
セリ

三、交渉状況

(A) 社員賛盟代表ハ前叙ノ如ク伍三時半リ相談會終了、添付
該手記会見終来、全體ニ就テ説明レ、要求事項ニ付会
社側ニ説得方懇願セルガ、他方社長ノ意見ヲ詳細聽取セ
ルカ、為處、上、仲裁案ヲ作製シ不日再会、約定ナリ

(B) 繙葉員同様代表大沼外五名ハ昨七日前十一時頃会社ヲ訪問
大西、芝西重役ト會見

大沼ヨリ過日京浜ホテルニテ交渉セル三浦トニ卫、退職手
當其他ノ事項ニ付回答ヲ求メタルニ
大西重役ヨリ

(1) 三浦トニ卫、退職手當ハ（社員トニテ）内規ニ基キ本日
支給スル

(2) 退職手當未受領者ノ分ハ東京供託局ニ供託セルカ下
付手数料ハ会社ニ於テ負担スル

(3) 多額信託預金ノ賄賂ハ可成陳力ニ現金ニテ返済スル便法
ヲ採ルコト

以上、回答ニ付シ第三項迄信ノ問題ハ、本月廿二日後一時ヨ
リ再会交渉スルコトヲ約シ引揚タリ

四、収束取締

以上前記ノ如ク社員賛盟員四十名ハ会社正因前ニ於テ会